

日本における旧植民地統計調査制度と精度について*

— センサス統計の形成過程を中心として —

松 田 芳 郎

I 問題の所在

日本のいわゆる「旧植民地」に関する数量経済的分析が急速に増加してきたが¹⁾、それぞれ異った問題関心に裏付けられている。ひとつは戦前期の日本経済の長期時系列統計が整備され戦後の日本経済との比較検討が深まるにつれて、単純に戦後の日本の地域と比較可能な領域に限定するというのではなく、戦前期の日本経済の市場構造が、これらのいわゆる「旧植民地」を含んで構成されていた以上、これらの経済圏全体を分析可能にする必要があるという日本経済発展に対する関心から、いまひとつは、これらの「旧植民地」諸国のその後の経済発展を分析するために、その前史がどのようなようであったかという初期条件確定といった関心から発しているといえよう。

* 本稿は、昭和49年度文部省科学研究費一般研究B「戦前期日本における海外経済活動の統計的研究」(課題番号945017;研究代表者溝口敏行)による研究成果の一部を基にしたものである。同研究費による研究会(1975年4月4日於如水会館)で報告した後長く筐底に入れてあった。その後たまたまSeoul National Universityと韓国国立図書館、および国立台湾大学を訪れる機会があった際(前者は、1976年5月と11月に数日、後者は11月に数日)に書庫のなかで種々調査することが出来、若干の不明な点を明らかにすることが出来た。多くの人々の協力にもかかわらず多くの点が不明であり、これ以上の調査は、別箇の手法で大規模な作業が必要であると思われるので、暫定的な結論のまま表すことにした。

改稿に当っては研究所定例研究会での石川滋教授・尾高煌之助助教授との討論に負う所が多い。

国内における文献調査では、山口大学東亜研究所、宇都宮大学附属図書館、北海道大学附属図書館、大阪市立大学附属図書館、神戸大学附属図書館、小樽商科大学経済研究所では種々便宜を図って頂いたし、同行した梅村又次・溝口敏行教授、高橋益代事務官に負う所も大きい。また国外における調査では張漢裕・陳正澄台湾国立大学教授、鄭英一Seoul National University助教授に種々便宜を図って頂いた。記して謝意に替えたい。

1) 例えば、金[5]、篠原・石川[16]、溝口[9]、尾高[11]、石[4-A]などがある。

これらの関心による分析が進行するにつれて明らかになってきたことの一つとして、戦後の一連の日本研究が、「日本」として何を含めていたか、また「旧植民地」ということで何を除いてきたかがかならずしも明晰に定義されていなかったことである²⁾。

本稿は従来まともに検討されることの少なかった、「旧植民地」の統計調査制度を概観することによって、いわゆる「内地」の統計調査制度とどこが同じであり、どこが異なるかを明らかにし、いわば、日本の「旧植民地」統計という鏡に写された日本の「内地」統計をみることによって、「内地」、「旧植民地」の統計の精度を明らかにすることを試みている。

ただ紙幅の関係で農業を除くセンサス統計に限定し、しかも統計資料の書誌的記述はほとんど省略してある。

いわゆる「旧植民地」といっても、a)朝鮮・台湾・関東州、b)南洋群島、c)樺太・千島とでは³⁾、その植民地化前の政体や、植民地化の経過も非常に異っているけれども、日本の植民地政策の一貫した特徴は、統計調査の制度的観点からは、いわゆる日本「内地」と同一方式の

2) 行沢・前田[20]、山本[19]など貿易統計の研究は、比較的早くにこの点の検討を始めている。しかし戦前の土方推計でも属地主義か属人主義かといった点はかならずしも明瞭でなく、各所に「満州・朝鮮・台湾を除く」という表現がみられるので逆に樺太を含めた日本「内地」と推定されるに留る。戦後の山田推計が公表される迄の各種の国民所得推計が日本の賠償能力推定、戦後の日本の生活水準の復活を戦前基準でどこ迄認めるかといった占領政策との関連で行われたものが多いことから(後藤[3])、戦後日本の領域に合せて、戦前期の日本の領域を決めたという可能性と、占領軍の一連の「軍国主義排除政策」によるプレスコード等による表現の自由の束縛といった要因が複合的に作用したものと思われる。例えば、岡崎[15]でも、戦後の在外日本人の引揚による人口変動の詳細な分析をしながら戦前・戦時中の人口流出について触れていないのはかかる要因のためではないかと思われる。識者の教示を得たい。

3) 以下植民地名等の記載様式は原則として、当時の呼称を採用する。繁雑さを避けるためだけの措置である。

採用、あるいは「内地」で実施したいことの先取りの施行である。ここではヨーロッパ系諸国の植民地(colony)行政にしばしば見られる社会的・文化的背景を理由として、統計調査制度を含めての、彼等の本国の行政体系とは異なる制度をとる方式ときわだった相異を見せている。この日本の方式への「統一」(これを「押し付け」と解するか否かはここでは触れない)といっても、統計調査の場合には、近代国家形成に不可欠なものであるだけに、近代統計調査制度の創出と同じ意味をもっている。

II 日本の統計調査制度

1 近代統計調査制度の創出

a) 統計調査の精度の尺度

統計自体は、業務過程で出る各種の数値を書きあげて作成することも出来るが、統計を得ること自体を目的とした統計調査が確立して統計数値の精度の尺度の議論が出来る。即ち統計調査自体がどれだけの精度をもっているかは、統計調査者がどこ迄調査対象を把握しているのか、調査報告単位(enumeration unit)が何であるかによって測られる⁴⁾。

この調査報告単位が、地域行政単位である段階から、被調査対象者単位迄達した段階で、初めて近代統計調査制度が創出されたといえる。しかし、行政単位をもれなくおさえること自体が、近代国家形成の政府の最初の重要事項であったことを考えると、この行政単位の表・リスト(list)の確定が可能になる、明治4年(1871)廃藩置県以降が、かかる近代統計調査制度創出期になる。初期の統計調査はこの末端の行政単位の責任者が報告のために記入する表式自体が統一された調査になった(「表式調査」)。これ自体は画期的なことである。

日本の統計調査が、かかる表式調査から脱皮して、被調査対象毎に調査票(個票・小票)を使用した調査(「小票調査」)になるのは、明治27年の「農商務統計様式ノ改定」を待たなければならない。この間に、i)調査対象の空間的把握(地図 land map と集落地図 village map)と、ii)そこに住んでいる人間集団・家族(family)の把握(戸籍・戸口調査)が行われた。この両者が確定した段階で、初めて人間の作った人為的団体(企業・事業所)の確定が可能となったといえる。

前者は様々な形で行われたが、最も重要なのは、租税と結びつけて土地毎の所有者を確定していく伝統的手法であり、これで土地台帳(地籍)が出来あがるわけである。

明治6年7月28日太政官布告272号「地租改正条令」は地価(明治7/8年)、田畑(明治9/10年)、山林原野(明治14/15年)を確定し、「地租条令」(明治17年3月15日太政官布告7号)を定めたが、地価の評価をめぐって問題となり改めて、問題のある土地について全国的地押調査を明治22年迄行った(明治22年3月23日勅令39号「土地台帳規則」)。この地租補正作業の担当者の一人が目賀田種太郎(主税局地租課長)である。

かかる地租と結びついた方式と表裏一体の関係にあるとはいえ、手法的には独立するのが地形測量である。幕末期の伊能忠敬に逆のぼる近代的三角測量網は、日本全体を明治末年にはおおいつくすことになる。

ii) 人間集団の把握は、明治4年4月「戸籍法」による明治5年の戸口調査により、一応の統一が与えられ、政府が、行政対象としての人間を把握することが出来る様になる。

これら2つの尺度からは、日本全体は明治20年代には、統計的に測定する基礎が出来たと考えられる。

b) 植民地の形成と統計調査

日本全体を、統計調査対象として把握したことは、日本全体を等質的な国民国家として扱えなかったわけではない。地租改正過程で、戊辰戦役での反明治政府の諸藩の地租は査定が重かったことは、つとに指摘されているが、これは調査自体に法制的な差があったわけではない。廃藩置県の際北海道(千島)と樺太はそれぞれの開拓使の管轄に置かれたことは、これらの諸地域を他の府県(内地)に対して外地として意識させることになった。明治4年8月7日の両開拓使の併合、明治8年5月7日千島樺太交換条約で樺太の放棄があり、明治15年2月8日開拓使制廃止で根室・札幌・函館の三県制が敷かれ、統計調査制度としては完全に内地と同一方式となる。

この方式の特徴を要約するならば、i)内閣統計局が一元的に統計調査を行うのではなく、基礎となる調査は各省で行うという分散型であること、しかもii)その実査・集計は多くは、各道府県で行うという地方集査型である。具体的には、地方集査の上に成立する内務省系の「府県統計書」(明治17年に様式統一)と農商務省系の「府県勸業年報」(明治16年の農商務通信規則)の二大地方統計書と、その全国的総括の役割を果す政表課以来の内閣統計局『日本統計年鑑』があり、これはまた各省の「年報」または「統計書」の総括の役割をも果したといえる⁵⁾。

これに対し、明治28年5月25日の台湾島民の反乱に

4) 相原・鮫島[1], 松田[7]。

5) 細谷[4]。

端を発し、8月6日軍政施行し明治29年3月31日台湾総督府条令で、日本領土となった台湾、明治38年12月20日韓国統監府設置を契機に、明治43年8月22日「韓国併合に関する日韓条約調印」で朝鮮総督府設置し、日本領土となった朝鮮、明治40年3月15日樺太庁官制公布に伴い再び日本の領有の確定した樺太といった新領土については、法制上は植民地ではなく、帝国憲法が施行されるという建前をとった地域である。しかし統計調査の面からは、それぞれ総督府長官の下で独立した統計調査を行っており、その調査機構は、内地と異り中央集権型の一元的組織である⁶⁾。最も重要であり包括的なのは、「総督府報告例」または「庁報告例」に基づく表式調査であり、調査結果は、統計年報書の型で公表されている⁷⁾。

この表式調査の精度の尺度の一つに相当する地籍調査(land map 作成)は、これらの諸地域において日本における地租改正と、それに続く沖縄県(明治12年4月4日琉球藩王国は最終的に日本に併合)の地租改正作業を受けて行われた。それぞれの地域で独立の事業として行われたけれども、作業の中心的役割を果たした人物や、技術者のなかには、引き続いて作業を行った者があり、現地人の教育訓練活動を行って採用した者もあり延参加人数は膨大なものになっている。特徴的な事は、「地租改正」の表現を用いることによる増税を予想しての反撥を考慮

6) 一元的統計調査を可能としたのは、総督府長官は、現役陸海軍大将で、統帥権の下に天皇に直隷するという点で、内閣総理大臣と同じ権限を持つという法制に由来する。高田[17]、萩原[12]、[13]。

7) 台湾については、明治29年11月民政部訓令51号、明治31年11月26日訓令313号「台湾総督府報告令例」の形で表式が定まり、明治30年対象統計書が32年に刊行されている。この報告令の表式として別冊として刊行された「報告例」が表で使用される概念の具体的な定義としては極めて重要であるが、筆者の入手しえたものは、この明治31年に限られる。

朝鮮については、大正1年11月22日総督府訓令20号「朝鮮総督府報告例」の後、ほぼ毎年改定されている。筆者の日韓両国で調査しうる範囲で入手したものは、大正7, 10, 11, 12, 15, 昭和8, 9, 11の年次に限られている。他は樺太は大正11年3月15日付樺太庁訓令31号「樺太庁報告例」、関東州は、大正13年5月関東州訓令33号「関東州報告例」、南洋庁は、昭和2年6月18日南洋庁訓令14号「南洋庁報告例」を利用し得た。

これらの報告例を蒐集し、定義の整合性について検討することは、今後の統計数値の使用に不可欠の作業であるといえる。

内閣統計局『現行統計法規類抄』大正15、帝国地方行政学会といった統計調査に焦点を合せた法規集でもこの種の「別冊」はほとんど省略されている。

して「土地調査」の表現をとっていることである。しかしいずれも三角測量による測地作業を伴ったことを考慮すれば、この表現は作業の全容を示しているといえる⁸⁾。

いま一つの精度の尺度である人間集団の把握は、多数の異民族を抱えているだけに、慎重にかつ急速に行う必要があった。

例えば、台湾の場合には明治29年台湾住民戸籍調査規則を制定し、さらに明治36年には戸口調査規程で戸口調査簿を作成した。これで、戸口調査人口が得られる様になりこの他現住人口調査が行われた。しかしこれはかならずしも精度は高くなく、相互に整合的な数値が得られるわけではない。この様な状況を前にして、日本に於ては周知の様に「甲斐国人別調」で試行的に行われたにすぎない「小票」による全数調査(census方式)が、一挙に明治38年に試みられた。これは「臨時台湾戸口調査」という表現をとっているが、内地で施行の延期になった「国勢調査」の先取りの施行であり、この後の日本の統計制度に大きな影響を与えている。しかしこの調査も台湾全島をおおうものではなく中央山岳地帯(「藩地」)は調査対象から除かれている。一方、朝鮮は、朝鮮民族との間にはまた別種の摩擦があり、日本人の手による調査はかならずしも円滑ではなかった。後述する様に、大正9年の第1回国勢調査は、朝鮮については臨時戸口調査として行わなければならない、内地人現住者の実地調査と朝鮮人の民籍簿による現住戸数と人口の調査に留らざるを得なかった。

2 個票調査方式の確立

a) 人口センサスからセンサス体系へ

明治35年12月法律49号「国勢調査ニ関スル法律」は、明治38年に人口センサスの実施を計画したものである。かつて杉亨二等によって推進された、被調査者毎に調査票を作成する個票調査を全国的規模で行うことが統計調査の主軸であることがこれによって確認されたといえる。(もっとも前述の様に台湾を除いては、実施されず大正9年にやっと実現した。)明治27年に会社票・工場票の形で導入された農商務省の個票調査は、明治42年「工場統計報告」(『工場統計表』として公刊)の形で生産統計の面でも、5年に一度行うことに確立された。

8) これら一連の土地調査については、台湾については江丙坤[2]の本格的な研究がでた。朝鮮については萩原[14]の簡略な説明がある。詳細は当時の土地調査報告書の検討が必要である。ここでは一般にあまり知られていない関東州の原報告書、関東州臨時土地調査部『関東州土地調査事業報告書』大正13年、大連、をあげておく。

大正期はかかる個票調査方式の確立期として概括することができる。この調査方式は、次第に拡張されていき、賃金構造に関する「労働統計実地調査」(大正11年4月19日法律52号「統計資料実地調査ニ関スル法律」に基づき内務省を経て内閣統計局により大正13年実施、3年に1回)が行われ、生産統計についても、大正9年12月の「工場統計報告規則」の改正に伴い毎年「工場調査」が行われることになり(「農商務統計報告規程」の他計式工場調査は廃止された)大正10年には従業員5人未満の工場も調査された。

これらの諸センサスが体系的に整備されるのは、昭和14年であり、賃金構造と並んで就業構造については厚生省の「労務動態調査」(資源調査法により省令38号「労務動態調査規則」による)で業種毎の労働者の異動状況を調査し、さらに流通統計については卸売業は商工省「商業調査」(資源調査法に依り昭和14年9月8日省令48号「商業調査規則」による)が販売額・手持額・従業員数等について、小売業は内閣統計局「臨時国勢調査」(昭和14年4月18日勅令209号「昭和14年臨時国勢調査施行例」)が、販売額・手持額・従業員数等を調査した。しかし、このセンサス体系は、職業等をも調査する大調査年の、昭和15年第5回「国勢調査」を最後に、センサス体系としての整合性も十分検討されないまま、戦時統計体制に組み込まれた⁹⁾。

b) 植民地におけるセンサス体系

第1回「国勢調査」は、大正9年の10月1日に、大正7年9月26日勅令358号「国勢調査施行令」に基づいて、内地については内閣統計局を主務官庁として朝鮮を除く全「帝国版図内」の地域について施行された。

この時期になると、日本の植民地も一層複雑な民族構成を持つようになった。すなわち第1次世界大戦中占領したドイツ領南洋諸島は、大正9年5月7日国際連盟より統治が委任され南洋庁が置かれているし、青島には守備軍が駐留している。また日露戦争後の明治39年8月1日関東都督府官制の敷かれた関東州は、民政移管で大

正8年4月12日関東庁が置かれており、ここでは南満州鉄道附属地を含んでいる。これらの新しい植民地を含めて全域に渡って「国勢調査」または「戸口調査」(朝鮮・関東州・青島)が施行された。これで初めて世帯を単位とした調査票で統一的に民族毎の職業を含んだ各人口属性が明らかにされるようになった。

この後大正14年には、朝鮮を含めて「簡易国勢調査」(職業調査を含まない性別・年齢・配偶関係等)が施行され、日本の全植民地が内地と同一のセンサス方式をとることになる。

「国勢調査」を軸に、生産・労働・流通統計に渡って個票調査によるセンサス体系の確立も全旧植民地に波及して行った。すなわち生産統計の「工場調査」は「資源調査」の形で、昭和5年より、労働統計は、関東州のみ昭和2年より、他は、台湾が、昭和13年に臨時調査を行い、昭和14年からは、朝鮮・台湾・樺太で「労働技術統計調査」として行われた。又台湾については「労務動態調査」が昭和15年より行われた。流通統計は、昭和14年の「臨時国勢調査」が、朝鮮・台湾・樺太・関東州で種々の呼名で行われた。

注目すべきことは、内地の統計調査は、分散型統計調査体系であるため、「労働実地調査」であれば、官営工場等は所轄官庁で公表され、内閣統計局の手を離れるし、「労務動態調査」は厚生省により行われ、流通統計にいたっては、商工省と統計局で卸・小売を分割して調査するといった状況であったのに対し、植民地は、総督府または庁で一元的に調査が行えたため、実質的にもセンサス体系が実現したといえる。昭和2・9年の両年に関東庁は「関東庁業態調査」を行い、製造業・サービス業を含む全営業体についての統一センサスの先駆的調査を行った。日本内地に於ては、戦後の事業所統計調査をまたなければ実現しなかったものである。ただ関東庁の調査には、関東州の他に南満州鉄道附属地を含んでおり、これらは満州国成立に伴い満州国の統計調査体制に組み込まれるので、時系列的には、その後直接比較可能な数値が得られなくなる。

満州国の統計調査は、中国の統計調査制度を引き継いだ側面より、日本の統計調査制度を継承したところが多いが、これらの南満鉄附属地の数値が相互比較可能な形に整備されていたかの検討は別箇の取扱を必要とする。

3 戦時統計体制と敗戦

a) 資源調査令による調査

第2次世界大戦前夜の日本のセンサス体系の非体系性は、分散型統計調査制度のなかでの官庁間の所管争いに

9) これらの統計調査全体をセンサス体系として認識するよりは、戦時動員体制の統計調査的表現であると見る方が通説であろう(日本統計研究所[10]相原・鮫島[1])。しかし、明治35年の国勢調査に関する法案提出者はアメリカ式の人口調査・農工商の経営調査を包括する調査を考えており、(高田[17])、昭和14年の小売業調査は「臨時国勢調査」として計画され、統計局は明らかにセンサス体系を意図していたといわれる(友安亮一氏の報告による、古瀬[6])が、各省の所管争いで実現されなかった。

よる側面だけでなく、戦時動員体制による歪みが大きく影響している。統計調査の精度は、個票調査方式を採用した場合は、調査個票が統計調査以外の目的に使用されないという保障があるかないかに大きく依存する。内閣統計局の手による国勢調査・労働統計実地調査はそれぞれ、国勢調査施行細則(大8, 11条, 昭5, 10条, 昭15, 22条等)「統計資料実地調査ニ関スル法律(大正11年4月19日法律52号, 第2条)によって、この条件が満されているのに対して、昭和4年4月12日法律53号「資源調査法」実施の「資源調査令」(昭和4年1月20日勅令329号)を根拠法とする調査は、調査結果に関する守秘義務を課していない。したがって、昭和14年の流通統計は、統計調査としては性格の異ったものが併存することになる。

この後、戦時体制に入るに伴って、資源調査令を根拠法とする統計調査が拡大していくことになり、内容的には所属産業・職種までも含む臨時人口国勢調査と呼んでよい昭和19年2月22日実施の「人口調査」(内閣統計局)も、資源調査令に基づく調査となった¹⁰⁾。

これらの諸調査が、統計調査としてだけでなく有効に政策に活用されたかは多分に疑問である。センサス方式の個票調査は十分な集計能力が伴って初めてその統計調査として効果を果すことが出来るのであり、急速なセンサス調査の拡充はかかる集計処理能力を越え、未集計のまま、あるいは集計されても戦災で公表前に失なわれるという場合¹¹⁾が増えていった。統計調査のみが目標であ

10) 昭和9年の時点で、当時の内閣統計局人口統計課長の高田太一が「国勢調査ニ関スル法律」と「統計資料実地調査ニ関スル法律」を「資源調査法」の特別法と見なすには、後者は国家総動員の見地からの法律であり、前者は「調査の結果蒐集した材料は統計以外には使用しない」という統計上の国際的信条に基礎を置く以上「実質上一般法・特別法の関係を有しないものと考えてよい」と鋭い批判を記している(高田[17])。

しかし昭和14年の「工業調査」「商業調査」の場合には「本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票[及報告書……工業調査]ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計画ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」(「工業調査規則」第9条, 「商業調査規則」第6条, 『工業調査提要』, 『商業調査提要』——傍点は引用者)という妥協をせざるを得なくなっている。

11) 「工業調査」は昭和18・19両年は未集計、昭和14年「臨時国勢調査」は一部のみ公刊で、後は焼失、昭和15年「国勢調査」は内閣統計局『国勢調査内地人口数, 市町村別, 昭和15年』東京, 昭和16, 戦後に総理府統計局『国勢調査報告, 昭和15年』第1巻人口総数; 男・女の別・年令・配偶の関係・国籍又は国籍, 第2巻産業・事業上の地位, として公刊された。

るならば、標本調査を活用するといった手法がとりうるものであり、統計調査の他に資源動員の直接的手段という役割を課したための失敗でであると考えられる。

b) 植民地の崩壊と調査結果の公表

旧植民地各地は、一元的統計調査体制を取ることが出来た反面、戦局の推移によっては、調査自体が難しくなったといえる。ただ台湾・朝鮮・樺太・関東州はむしろ内地よりは順調に調査が行われたと推定される、ただ、集計した結果表の印刷・配布となると又別である。海上輸送網の悪化と軍秘扱のために内地に送付された統計書は極めて少なく、そのため調査の実施、結果表の公刊の有無の確認が難しくなっている。

さらに戦後も、関東州や朝鮮の様に内戦の渦のなかでは、未公刊の結果表の所在の確認も難しく、樺太についてはソ連の秘密主義もあり、植民地の崩壊期の諸調査の結果については明らかでないことが多い。

特に、昭和5年の次の大調査年の昭和15年「国勢調査」については、中華民国政府の手により『台湾第7次人口普查結果表』として1953年に台湾について公刊されたのを除いては、内閣統計局公表の人口数の速報数値以外は結果は明らかでない。(朝鮮も刊本があると伝えられる。金[5]15ページ。)

昭和14年「臨時国勢調査」は、南洋州群島を除き全結果表が公刊されており、昭和16-17年「労働技術統計調査」、昭和19年「人口調査」については、朝鮮・台湾については結果表が公刊されている。ただ昭和18年「労働技術統計調査」が内地と同様に中止したかどうかはかならずしも明らかではない。

これらのセンサス方式の諸調査の結果表は伝統的に「報告例」に報告を制度化されていた「工業統計調査」を除いては、「報告例」を基礎として刊行される『統計年報[書]』には再録されず、独立した調査報告書として刊行されるのが常であった。敗戦の混乱期にどのような報告書が出版されたか筆者の調査の不備な点で今後補正されるところがあるであろうが、実査から集計までの時の遅れを考慮に入れるならば、『総督府統計年報[書]』が朝鮮・台湾について昭和17年度版が、昭和19年に刊行されている以上、昭和18年の諸数値を得ることは極めて難しいといえる。

III 人口・労働力統計の精度(朝鮮・台湾)

1 戸口調査と国勢調査

a) 戸口調査の特質

日本の統治期間の人口長期時系列データとしては、現

住戸口調査の系列がある。国勢調査開始後は、人口動態統計で中間年を補間することによって別箇の系列を得る。周知の様に、日本内地については、大正9年「国勢調査」による静態人口が、従来の「本籍人口推計」「現住人口推計」に調査もれと重複を含むことが明らかになり、国勢調査を基礎にした過去の人口推計が行われた。これに対し台湾・朝鮮の場合にも両系列の数值は、かならずしも整合的ではなく、内地人口と同様な検討を加えなければならない。

台湾は、内地に先駆て国勢調査を行っているにもかかわらずかかる補間推計は一義的に可能ではない。山岳地帯のいわゆる「高砂族」が、調査地域に参入されるのは、通算第5回の昭和5年「国勢調査」からである。累年比較にはこの補正が必要である。一方常住戸口調査での人口では、昭和10年段階でも、まだこれらの山岳地帯人口は含まれていない(第1表参照)。

第1表 台湾の「国勢調査」人口の比較

	総人口		増加人員	
	(全島)	(除山岳地帯)	「高砂族」	山岳地帯
1905(明治 38)		3,039,751		
1915(大正 4)		3,479,922	440,171	
1920(9)		3,655,308	175,386	
1925(14)		3,993,408	338,100	
1930(昭和 5)	4,592,537	4,503,216	509,808	89,321
1935(10)	5,212,426	5,121,019	617,803	91,407
1940(15)	5,872,084	5,715,674	594,655	156,410*

(注) * Non-assimilated Aborigines の数である。

(資料) 台湾総督府『昭和10年国勢調査結果表』1940。

〔中華民国〕台湾省政府主計処『台湾第7次人口普查結果表附、民国33,34年臨時戸口調査資料』1953。

これに対し、朝鮮の場合は、前述の様に国勢調査の施行こそ、大正14年迄遅れたが、調査対象地域にはこの様な問題はなく、それぞれの調査地域は、ほぼ等質的な民度をもつものとして扱える。しかし、このことは朝鮮の戸口調査統計がどの時点でも等質的なものとして扱えることを意味しない。

明治5年の戸口調査に相当するものが、隆熙3年3月法律8号「民籍法」により隆熙4年にかけて行われた民籍簿作成に伴う実査調査である。これは内務部警務局民籍課の主管であり民籍簿は警察署が保管し、実査は、朝・日人巡査と日本憲兵がそれぞれ地域分担をして行っている。当初は増税のため、日本の韓国併合のためでないかといって拒否するものが多かった。初期の人口の増加はかかる調査漏の減少による部分が多いと推定される。この民籍調査の結果編成された民籍簿に年々の戸口調査の

結果が付加されて、戸口調査統計が作成される。

この民籍調査の結果は、明治39年10月(光武11年)韓国政府警務顧問の調査数值をさらに大きく上まわったが、翌明治44年の数值もさらに増加しており、「前年ニ比シ異数の増加ヲ見ルハ自然増殖ニ依ル外民籍異動申告ノ奨励ト戸口調査励行ノ結果脱漏ヲ発見セシニ由ルモノ」と推定されている¹²⁾。

この後の戸口調査は、長期人口統計として見るときは、比較的等質的数值として考えられるが、詳細な分析には、民籍調査独特の戸の概念に留意しなければならない。

民籍調査は、韓国の伝統的戸口調査と異り奴婢に独立した民籍を与えることにしている。しかし経過措置として「附籍」として「主家民籍ノ下ニ之ヲ置ク」ことを認め在来の慣行との調和を図っている¹³⁾。このため、戸の概念を実際調査時点で解釈を難しくさせ¹⁴⁾、複合世帯を1戸としていることを多くしたと推定させる。この後大正11年12月総令154「朝鮮戸籍令」の施行に伴い戸籍に記載されるものは、家族に限定され従って戸口調査の戸は親族世帯としての戸に概念が統一される様になった。「朝鮮総督府報告例」では住居と世帯とを分けて、調査することが可能になったのは、この時点からである。第2表に示すように、従来の1戸当り家族員数は1世帯当りの家族員数と、1住居当りの人員数との間にあり、これ以前の戸口調査が、住居と世帯の概念が未分離の部分を含んでいたことを暗示している。

したがってこれ以降の人口動態統計は、世帯概念に近い戸口概念を持つわけで、大正14年の世帯概念に統一した国勢調査による静態人口統計を得た後は精度はきわめて高くなったといえる。

b) 労働力統計としての戸口調査

12) 韓国統監府『韓国統監府統計年報』、朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』。石 [4-A] は各種の方法でこれらの時期の人口を推定して、この時期の精度を検討している。

13) 「附籍トハ所謂奴婢トシテ転々主家ニ使役セラルル者及自己ノ籍ナクシテ他家ニ寄スル者ニ対シ民籍整理の便宜上之ニ籍ヲ与ヘ主家民籍ノ下ニ之ヲ置クノ取扱ヲ云フ換言セハ前記ノ二者ハ古来社会上の位置甚タ卑ク何等能力ナク社会一般ノ義務ヲ負担スルヲ得サル者ト認メラレタリ本法ハ此慣例の意ヲ酌ミ此附籍者ノ身分戸口申告義務ハ之ヲ主家ノ戸主ニ負担セシムルコトトシタルナリ但シ其民籍ハ別紙ヲ以テ調成シ主家民籍ノ次位ニ編綴スルモノナリ」(「民籍法」第13条)。

14) 民籍調査の実態には、主として[韓国]内務部警務局編纂『民籍事務概要 隆熙4年5月10日調査』、明治43、京城、による。

第2表 1戸当り構成員の変動

年	1戸当り人数	1住居当り人数
1910(明治 43)	5.2940	
1911(44)	4.9157	
1912(大正 1)	5.0484	
1913(2)	5.1179	
1914(3)	5.1489	
1915(4)	5.2710	
1916(5)	5.3088	
1917(6)	5.3480	
1918(7)	5.3190	
1919(8)	5.3243	
1920(9)	5.3292	
	(5.3009)*	
1921(10)	5.3292	
1922(11)	5.3072	5.4981
1923(12)	5.3147	5.5281
1924(13)	5.3240	5.5670
1925(14)	5.3232	5.5802

(注) * 国勢調査数値(10月1日現在)。

(資料) 『朝鮮総督府統計年報』より算出(朝鮮人世帯のみ)。

朝鮮の戸口調査の時系列統計は、昭和5年の大調査年の国勢調査の結果が得られる迄は、唯一の職業別人口・有業別人口の統計であった。その精度は、このセンサスで初めて全面的に、対比検討する相手を得たこととなる。したがって、昭和4年迄の戸口調査職業別人口が、果して等質的な統計数値かが問題となる。戸口調査の職業別人口は、大正5年迄は家族の無業者と、戸主以外の職業についているものの両者を区別していない。大正6年以降は、有業者と無業者の区分はなし得るが¹⁵⁾、有業者中戸主以外の職業に属するものの産業配分は難しい。ただ前記の民籍統計の戸の解釈は、戸主と異なる職業に属するものが、その7大職業分類の第1-第5に分散するのではなく、第6の「其ノ他ノ有業者」として分類される家事使用人である比率が高いことを推測させる¹⁶⁾。

これに対し、「明治38年臨時戸口調査」以前の台湾の戸口調査の職業別人員は、職業別戸数と切り離しているもので、やや朝鮮の戸口調査よりは職業別人口が得られる

15) 大正7年報告例では「主業者トハ1戸ニ於ケル生活ノ主トナルベキ職業ニ従事スルモノヲ謂ヒ其ノ他ノ業務ヲ有スルモノトハ主業以外ノ職業ヲ有スルモノヲ謂フ」という注記から、戸籍法以降の大正15年の報告例では「現住住居、世帯及人口ハ毎年十二月末日ヲ期トシ其ノ地ニ現住シテ住居又ハ世帯ヲ為ス者ニ就キ(1住居ニシテ1世帯ナルカ又ハ2世帯以上ナルカ)住居、世帯及其ノ人口ヲ調スベシ」とあり「世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ、1人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦1世帯トス。家計ヲ共ニセザルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ1世帯トス其ノ1人ナル場合亦同ジ」とある。

16) いま*i*業種の家の主業者数 P_i 、無業者数 N_i 、*i*業種の家で*j*業種で働く者の数を S_{ij} (但し $S_{ii}=0$)とすれば、明治43年迄は $(P_i + \sum_{j=1}^7 S_{ij} + N_i)$ の一項目のみが表示、大正5年迄は P_i と $(\sum_{j=1}^7 S_{ij} + N_i)$ の二項

はずであるが「一家族ニシテ各其業ヲ異ニスル者ハ各自ノ職業ニ依リ區別スヘシト雖モ其戸数ハ戸主ノ職業ニ依ルベシ又一家族ニシテ職業ナキ者ハ戸主ノ職業ニ依リ之ヲ記入スヘシ」としてあるので、妻子などの無業者が混入している可能性があり¹⁷⁾、この合計で有業人口を算定するならば過大推計をする可能性がある。

c) 工業労働者推計上の問題

全業種に渡る時系列データは、戸口調査に依存しなければならないが、工業のうちのいわゆる近代工業に近い工場生産部分については、「報告例」による「工場表調査」により、従業員数が求められる。これが、内地の「農商務通信規則」の工場票による「工場統計」に完全に相当するかどうかは、次節IVで改めて検討する。

ただこの労働者数が完全に等質的な工場部分と、見なしえない。朝鮮は従業員5人以上または原動力を有する工場と年間生産額5,000円以上の工場であり、台湾は内地と同じ、5人以上または原動力を有するものである。朝鮮の場合はこの金額規定部分が大正から昭和迄同一なことは物価上昇により工産物価額があがったことにより工場扱いにされてしまった家内工業部分の労働者が算入されてしまうことになっている。

2 戦時体制下の労働諸統計

日本内地での個票調査方式が、大正11年の「労働統計実地調査」で労働者の賃銀形態に及んだことは、統計の精度の点からも、一つの画期であるが、同時に労働問題がかかる統計を必要とする社会的争点になってきたことを示す。これに対し旧植民地では、日・朝・中・露(白系)の四民族が混在し、しかも重工業部門の比重の高かった関東州を除いては、かかる形では問題とならなかったと思われる。したがって、関東州以外の旧植民地で「労働統計実地調査」の系列の調査が行われるのは、戦

目が示され、大正6年になって P_i 、 $(\sum S_{ij})$ と N_i の三項目が示される。したがって、*i*業種の実雇用者 W_i は、 $W_i = P_i + \sum_{j=1}^7 S_{ji}$ で定義されたとしても、 $\sum_{j=1}^7 S_{ji}$ が知られないので、 W_i が $P_i < W_i < P_i + (\sum_i (\sum_j S_{ji} - \sum_j S_{ij}))$ であることが判るだけである。この右辺の項がどのようなシステムテックな変動をするかどうかは別箇に検討されなければならない。この点については尾高[11]がひとつの解釈を与えている。

17) 明治31年台湾報告例による。

また、ここでの戸口には「現籍寄留ヲ問ハズ」とあり、戸数は「1世帯ヲナス竈数ヲ記スベシ、但シ官舎学校病院製造所等構内ニ居住スルモ別ニ1竈ヲナス者ハ1戸トシテ記入スベシ」とある。

時体制の確立の過程であり、昭和13年以後に内地に合わせて急速に整備されていく。これらの労働関連諸統計である、「工場統計表」「労務動態調査」「労働技術統計調査」の主要調査項目の対照図を作ることができる。

ここで、相互対応する項目(matching key)の得られる工業部門をとると、(昭和16年の台湾)その数値は相互整合性をもつことが明らかになった。このことは、内地の相互非整合的数値の累積と比較して、この地域での統計調査環境は悪化していなかったことを示している。

これらの諸数値を組み合わせて micro-data set を作ることによって、特に台湾では昭和13年より17年にかけての精度の高い統計系列を作成することが出来る。

日本支配下の最終的労働統計は労働者数について、昭和19年の「人口調査」により、朝鮮については、経営者、事務者、技術者、作業員、公務員・自由職業等、無業者、について年令階層別・民族別の数値が、台湾については、現地人(本島人と中国人)については、48職種・業種、日本人については、工業労働者の細目分類がなく17業種・職種の数値が得られる。

IV 工業生産統計の精度(朝鮮・台湾)

1 農商務通信規則との対応

工業生産統計は、内地においては、農商務省が農商務通信規則で開始した、明治16年から大正14年の商工・農林両省の分離迄続いた表式調査による工業製品の生産高調査と、明治27年から、大正9年迄の(明治42年以降の5年毎のセンサス調査年を除く)他計式「工場票」による従業員規模10人以上の工場の個票調査と、明治42年以降5年毎の従業員規模5人以上の工場の自計式センサス調査と、その継承である大正10年10月省令43号「工場統計報告規則」による4人以下の零細工場を含むセンサス調査(但し、大正12年以降再び5人以上に切替)の三系列の調査が存在していた。

「工場統計報告規則」は後に、昭和4年になって、「資源調査令」を根拠法とする国家総動員計画の資料を兼ねた常時5人以上の職工を使用しうる設備をもった工場をも対象とする調査に変貌し、さらに昭和14年には、再び従業員規模4人以下の零細工場を含むセンサス調査として拡大されていった¹⁸⁾。

朝鮮・台湾の「報告例」による「産物表調査」と「工場生産表調査」が、これらの三系列にどのように対応するかは、まだ完全には判明していない。ただ以下の推定

は可能である。

台湾については、「職工十人未満ト雖モ著名ノ工場若ハ特殊ノ工場ト認ムルモノハ尚之ヲ調査スベキ」(明治39年内務省訓令520号「報告例別冊」)の規程が、他計式調査の場合には適用されていたと思われる数値が調査結果として表章されており、大正10年の改正に相応し、以下昭和17年迄は、原動機を存するものまたは従業員規模5人以上で調査集計されていたと推定される。これが工場調査の系列であり、工産物調査の系列は、大正10年昭和10年と改定され、調査品目数が増加し、内地と異り、二本建て統計が行われていたと思われる(『台湾商工統計書』の注の変遷による)。

朝鮮の場合には先に示した様に、大正7年の「報告例」ですでに、「職工徒弟を通じ製造時期に於て平均1日5人以上を使用する総ての工場……原動力を有する工場及一箇年の生産額5,000円以上のもは職工徒弟5人以下と雖も之を調査」するとなっている¹⁹⁾。

両地域とも表式調査による工業製品の生産高調査は内地と異り中止せずに行われたものと思われる。これが、例えば「朝鮮報告例」の昭和9年では、工産表について「本表には朝鮮工場資源調査規則第1条・第2条に該当する工場生産以外の生産に付、自家用・販売用を併せ調査掲記すべし」としてしているのに相当すると思われる。

2 資源調査令と調査の変貌

昭和4年の資源調査令に基づく「工場調査」は、台湾・朝鮮共にそれぞれの「資源調査令」を定めて調査の手直しを行っているが、その実態はかならずしも明瞭ではない。

台湾に於ては、昭和4年より7年迄の統計を収録した『資源調査令ニ基ク工場関係資料集』(昭和9年刊)を出版している。これでは「常時5人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ、又常時5人以上の職工ヲ使用スル工場主ヨリノ報告」を集計したものであるとしており、『台湾商

19) 大正7年朝鮮報告例では「工場表」を記載するのに各工場名毎であることから、農商務省通信規則と同様に、工場票を使用したと推定される。ここでは「年末現在ノ工場(製造時期ニ非ザル故ヲ以テ休業中ノモノヲ含ム)ニ就キ調査スベシ」「本表ハ工場所有主ノ官庁及会社タルト個人タルヲ問ハズ職工及徒弟ヲ通ジ製造時期ニ於テ平均1日五人以上ヲ使用スル総テノ工場ヲ調査スベシ、但シ原動力ヲ有スル工場及1箇年ノ生産額5000円以上ノモノハ職工徒弟5人以下ト雖も之ヲ調査スベシ」「分工場ハ本工場ト区分シテ各別ニ掲記スベシ」「従業者数ハ工場ニ使用スル製造時期ニ於ケル一日ノ総数ヲ掲記スベシ、尚従業者中男子女子幼年工(年令60歳未満[ママ])見習工及伝習生ハ之ヲ区分シ、外国人ハ国籍ヲ示スベシ」とある。

18) 日本統計研究所[10]、米沢[19]。

工統計書』の注記よりは、内地に合せて工場範囲を拡大したと推定される。この5人以下の工場が工場数でどの程度含まれていたかは、正確には『台湾工場通覧』の工場名リストで従業員規模統計を再構築して整合性を検討する手法によるべきであるが、「工場名簿」の前書きからして、原動機の使用をもって設備規程を読みかえたものと思われる。

朝鮮については、かかる詳細な検討をする資料がまだ十分発見出来ず、「工場名簿」についても統計精度の安定したと思われる昭和9年以降のものしかまだ入手し得ていない。今後の検討にまちたい。

V 結びにかえて

本稿で検討した限りでも、旧植民地統計は適切な資料批判のうえでデータ・ファイルの再構築を行うならば、従来予想された以上の詳細な統計的事実をわれわれに告げてくれると思われる。

旧植民地の調査史については、調査はやっと緒についてたところであり、広く関心のある人々の参加が得られなければ、調査の進展はえられないであろう。本稿の範囲内でも、i)日本の府県統計制度との対応関係にあたる、朝鮮・台湾の道・州統計との関係、ii)日本内地以上に政府調査機関と緊密な関係にあったと思われる商工会議所統計との関係が吟味されなければならない。これらの点と昭和14年臨時国勢調査を含めて流通統計全般の検討結果については、別の機会にゆずりたい。

(一橋大学経済研究所)

引用文献目録

- [1] 相原茂・鮫島龍行(編)『統計日本経済——経済発展を通して見た日本統計史——』東京、筑摩書房、1971(経済学全集28)。
- [2] 江 丙坤(Chang Pin-Kung)『台湾地租改正の研究——日本領有初期土地調査事業の本質——』東京、東京大学出版会、1974。
- [3] 後藤誉之助『九原則に基く経済復興計画の構想』東京、政経資料調査会、1949。
- [4] 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇——』上の一、下：東京、1974-76(統計資料シリーズ3,4)。
- [4-A] 石 南国『韓国の人口増加の分析』東京、勁草書房、1972。
- [5] 金 哲『韓国の人口と経済』東京、岩波書店、1965。
- [6] 古瀬大六『日本経済統計の整合性と精度の研究』小樽、SDA研究会、1973。
- [7] 松田芳郎「明治中期のいわゆる『勸業』統計の

制度と精度」『経済研究』27-3、1976-7月。

[8] ——「データ構造とデータの理論」『一橋論叢』78-1、1977-7月。

[9] 溝口敏行『台湾・朝鮮の経済成長——物価統計を中心として——』東京、岩波書店、1975(一橋大学経済研究叢書27)

[10] 日本統計研究所(編)『日本統計発達史』東京、東京大学出版会、1960。

[11] 尾高焯之助「日本統治下における朝鮮の労働経済」『経済研究』26-2、1975-4月。

[12] 萩原彦三『日本統治下における朝鮮の法制』東京、友邦協会、1969(友邦シリーズ4)。

[13] ——『朝鮮総督府官制とその行政機構』東京、友邦協会、1969(友邦シリーズ15)。

[14] ——『朝鮮の土地調査』東京、友邦協会、1966(友邦シリーズ1)。

[15] 岡崎文規『日本人口の実証的研究』北隆館、1950。

[16] 篠原三代平・石川滋(編)『台湾の経済成長——その数量経済的研究——』東京、アジア経済出版会、1972(アジア経済研究所参考資料181)。

[17] 高田太一『統計調査』東京、常盤書房、1934(自治行政叢書2)。

[18] 山本有造「植民地下朝鮮・台湾の域外収支」『京都大学人文科学研究所人文学報』35,40,1972,1975。

[19] 米沢治文『工業経済統計』東京、第一出版、1945。

[20] 行沢健三・前田昇三『改訂 SITC 分類による戦前の貿易構造』京都、1970(京都大学経済研究所ミメオグラフ)。

書誌目録**

[B1] アジア経済研究所『旧植民地関係機関刊行物総合目録』台湾編、朝鮮編、関東州編。

[B2] 経済資料協議会日本経済統計資料総合目録編集委員会『日本経済統計資料総合目録、第1次予備版』No.6、旧植民地(改訂版)、1972。

[B3] 日本経済統計文献センター『統計資料マイクロ・フィルム目録——日本経済統計文献センター所蔵分——』第1巻、1977(統計資料シリーズ、No.6)。

[B4] 朝鮮経済研究所『朝鮮統計総攬』京城、1931。

** 本稿では、統計資料についての書誌的記述をほとんど省略している。本来ならば、統計調査名と統計資料名の対応表を示すべきであるが、それ等も含めて別の機会に譲りたい。詳しくは、これらの目録等を参照されたい。

[B1]は、所蔵注記を含む点で、アジア経済研究所の積年の努力による力作である。ただ[B4]で刊行されたことが判っていて、[B1]で未収録のもの一部分については、所在を確認しマイクロ・フィルム化した。それらは[B3]を点検されたい。また[B1]、[B4]に含まれないもので重要なものを何点か[B3]に収録することが出来ている。

[B2]は、今後の所在調査の基礎調査表の役割を果すものであり、今後の成果の発表のまたれられているものの一つである。